

第5次よしかわ行財政改革大綱（案）

～みなさんのご意見をお寄せください～

1 はじめに

市では、第4次よしかわ行財政改革大綱（平成27年度～令和元年度）の計画期間が終了することから、引き続き行財政改革を推進する目的として、第5次よしかわ行財政改革大綱（令和2年度～令和6年度）を策定するにあたり、みなさんからのご意見を募集します。

2 意見募集概要

(1) 意見募集の期間 令和2年1月29日（水曜日）～令和2年2月28日（金曜日）

(2) 意見の提出方法

閲覧場所に設置してあるパブリック・コメント意見提出用紙または任意の用紙に「氏名」、「住所」を明記し、直接または郵送、ファクス、Eメールにてご提出ください。

- | | |
|--------|--|
| ① 直接 | 政策室（市役所2階）、市役所1階市政情報コーナー、中央公民館、おあしす、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、東部地区公民館、総合体育館 |
| ② 郵送 | 〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地
吉川市役所 政策室 宛 ※2月28日（金曜日）の消印有効 |
| ③ FAX | 048-981-5392 |
| ④ Eメール | seisaku2@city.yoshikawa.saitama.jp |

(3) 意見の公表 令和2年3月下旬を目途にホームページ等で公表

(4) 留意事項

- ・ 記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は吉川市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- ・ ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・ 電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

第5次よしかわ行財政改革大綱(案) 概要資料

1 行財政改革大綱の策定にあたって

当市では平成8年度の第1次よしかわ行財政改革大綱以降、第4次大綱まで継続した行財政改革に取り組み、地方財政を取り巻く厳しい環境下における行財政運営を支えてきました。これらの継続的な取り組みにより、経営的視点に基づくコスト意識や市民満足度の向上、市民との協働といった「行財政改革」における基本的な考え方が職員に定着するとともに、市民の方にも共通認識としてご理解いただける状況となり、一定の成果が表れています。

しかしながら、依然として市民ニーズの多様化・複雑化や厳しい財政状況が続いていることに加え、今後は、これまで当市が経験したことのない人口減少時代を迎えることとなります。

これらの状況を踏まえ、効率的かつ効果的な行財政運営に有効な様々な手法の研究や積極的な活用を行い、引き続き「行財政改革」に取り組む必要があることから、「第5次よしかわ行財政改革大綱」(以下、「本大綱」という。)を定めます。

2 大綱の構成について

- (1) 本大綱の推進期間内で、特に強化すべき取り組みや新たにチャレンジすべき取り組みの方向性を示すもの「改革項目(大柱・中柱)」として定めます。

大柱	中柱
1 効率的な行政運営	① 業務の標準化・最適化
	② アウトソーシング・官民連携の推進
2 効果的な公共サービス	① 行政サービスの質的向上
	② 市民の利便性の向上
	③ 市民・地域との連携
3 健全な財政運営	① 持続可能な財源確保
	② わかりやすい財政情報の公開
	③ 公共施設マネジメントの推進

- (2) 常に全ての事務事業が効率的・効果的に実施できているかを点検・確認しながら進めるための職員が持つべき行財政改革の視点を「改革のスクリーン」として定めます。

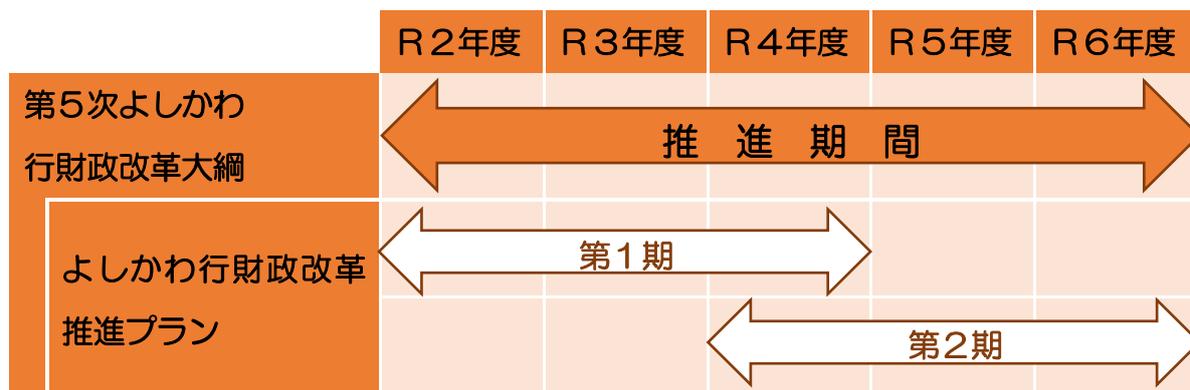
1	経営的視点
2	市民視点
3	持続可能性視点（SDGs視点）

- (3) 具体的な取組については、社会的・経済的変化や制度変更に迅速・かつ柔軟に対応できるよう、別途「よしかわ行財政改革推進プラン」を策定し、進捗管理を行います。

3 推進期間等について

本大綱の推進期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、よしかわ行財政改革推進プランの計画期間については、1期3年とし、第1期を令和2年度から令和4年度まで、第2期を令和4年度から令和6年度までとします。



4 今後のスケジュール

日程	内容
令和2年1月	推進プラン策定に係る庁内照会・調整
1月29日～ 2月28日	パブリック・コメント
3月	第3回行財政改革推進委員会
〃	政策会議（大綱・推進プラン最終案付議）
〃	大綱・推進プラン決定（市長決裁）・公表（HP）

第5次よしかわ行財政改革大綱イメージ図

